

## 7 . 感染症流行時における議会及び議員の行動

令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、国レベルでの対策の徹底が指摘されたことを踏まえ、自治体レベルでも行政のみならず議会における感染症対策に係る対応マニュアルの必要性が高まっている。

感染症の発生、流行時においても議会機能の維持・継続を図るための体制整備が必要であり、そのための具体的行動等について定めるものである。

議員は、マスクの着用・手洗い・咳エチケット・うがい等の基本的な感染対策の徹底により予防に努めるとともに、議員としての立場（非代替性）を踏まえ、議会・議員の役割、執行機関との連携に配慮する。また、自らの発症が疑われる場合は、保健所等の適切な機関に連絡して指示を受け、感染を拡大しないよう基本的な対策を行う。

### （1）流行初期

[ 他者との接触を極力回避する方法をとれば、会議等を開催することができる ]

#### 議会の行動

感染拡大防止に向けた体制整備を行う。本会議は定足数を最低限保ちつつ、議場の換気等を適切に行いながら、他者との接触を極力回避する方法により開催する。委員会については広い会議室の使用に加え、オンライン会議等による開催も併せて検討する。

また、議会内での集団感染を未然に防ぐ観点から、感染が疑われる者に対する登庁自粛及び自粛解除の基準を国が示す指針等を参考としながら策定し、運用を徹底する。

市対策本部の活動が迅速に実施されるよう、議員から提供された感染拡大による影響等の情報を整理し、災害対策会議を通じ市対策本部に提供する。また、災害対策会議を通じ、市対策本部からの情報を議員に提供する。

市対策本部と連携・協力し、国・県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。

感染症拡大防止や経済対策等に必要予算を速やかに審議する。

#### 議員の行動

本人及び家族の健康状態(症状、検査結果)を継続的に把握し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局に連絡する。

議員本人の感染予防を優先しつつ、感染拡大による市民生活への影響等を調査する。市対策本部からの情報を市民に提供する。

#### (2) 感染拡大期(緊急事態宣言下)

[他者との接触を極力回避する方法をとってもなお、会議等を開催することができない程度に市内での感染が拡大し、大規模災害発生時と同視できる段階に達したとき]

#### 議会の行動

議長が災害対策会議を招集し、本会議や委員会を平常通りに開催できるようになるまでの間、前記(1)[議会の行動]の を行う。

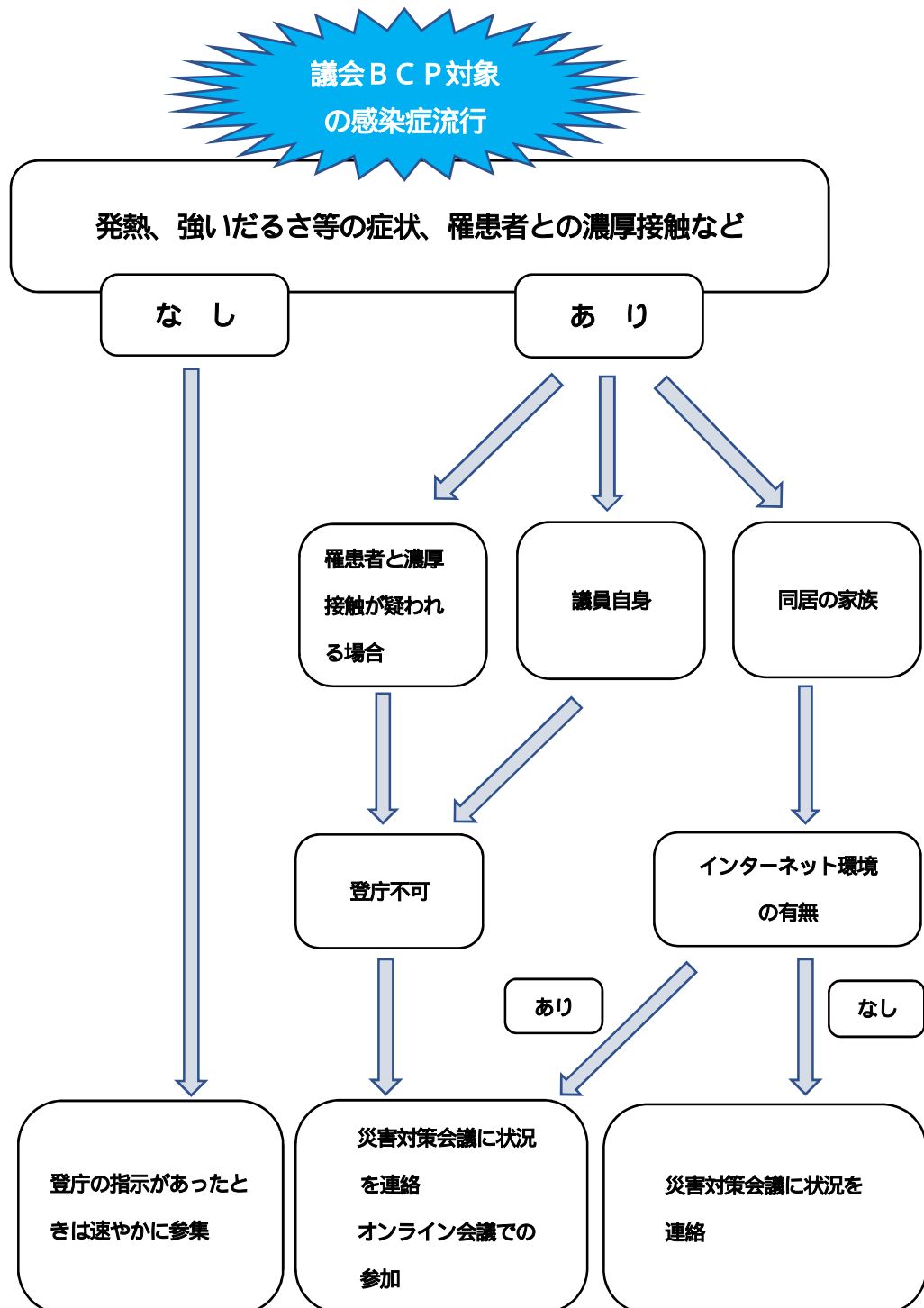
他者との接触を極力回避する方法をとれば本会議や委員会を開催できる目途が立った段階で、代表者会議等において会議等の開催を検討し、感染者の発生状況や国・県・市の動向等を見極めた上で、災害対策会議を解散する。

#### 議員の行動

本人及び家族の健康状態(症状、検査結果)を継続的に把握し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局に連絡する。

災害対策会議からの招集があるまでの間、自宅待機するなど自身の感染予防に努める。

【感染症】発生・流行時における議員の行動フロー



議員は、自身が感染することも想定し、自身の行動形態や議会事務局との連絡事項等について、その伝達方法等を含めて家族間で定め、情報を共有しておく必要がある。

### (3) 感染症対策における災害対策会議の設置

所沢市新型コロナウイルス等対策行動計画において、市対策本部は政府対策本部長が緊急事態宣言をした場合、又は地域発生早期や地域感染拡大期における状況に応じて、設置することとされている。

議会においては、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言、あるいは埼玉県による緊急事態宣言（これに準ずるものを含む）の発令、又は、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、市の状況を把握した上で、議長の判断により災害対策会議を設置する。

### (4) オンライン会議等の導入検討

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、人が参集することで感染リスクが高まるため、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議及び議決が求められる事態が現実のものとして想定されるようになった。

定足数を満たす人数の議員が招集場所である議場に参集できない状況下において、議案審議及び表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することも想像に難くない。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、すでに英国では「Zoom」を活用したオンライン議会を実用化しており、今後は十分な審議を確保する上で、オンライン会議等の導入について積極的に検討する必要がある。

オンライン会議による本会議の開催は、地方自治法第113条及び第116条第1項に定める「出席」の概念が現に議場にいることと解されていることから、現行法上は困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付の通知により、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化も可能との見解を発出しているが、当議会での実施には様々な課題の整理や委員会条例等の改正が必要になることから、執行機関も含めたハード・ソフト両面の整備とともに進めていかなければならない。

また、議会報告会や正副委員長連絡協議会をはじめ、一部の会議ではすでにオンラインでも実施しているところだが、今後は政策討論会や他自治体議会の視察対応等についても、可能なかぎり早期の導入を目指し、併せて検討していく。